

フィリピンにおける SIM カードとソーシャルメディアの登録義務化

2022 年 5 月

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士 栗田 哲郎

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae

第1 はじめに

数年前から、フィリピンでは SMS を利用した詐欺やソーシャルメディア荒らしが深刻化しています。

SMS を利用した詐欺の多くは、大企業の懸賞に当選したという虚偽情報や、コロナ禍によるフィリピンの失業率悪化に乗じた実在しない仕事のオファーなどの偽情報を送信するものです。被害件数の増加を受け、国家プライバシー委員会(National Privacy Commission) は Globe Telecom、Smart Communications、Dito Telecommunity、Lazada、Shopee、複数の銀行など、フィリピンの通信、銀行、電子商取引プラットフォームの主要企業のデータ保護責任者 (Data Protection Officers) に対し、最近急増している個人情報を悪用したスパムメールに対する防止策やさらなる対策について報告を求めました。



また、Facebook、TikTok、Twitter などでは誤報やフェイクニュースが横行し、ソーシャルメディアへの関心が高いフィリピン国民の世論や政治的視点、情報に対する信頼性に大きな影響を与えています。そのためフィリピンは、組織的な情報操作の格好の標的とされています。

この状況に対応するため、フィリピン議会は、SIM カードとソーシャルメディアのアカウントを登録することを義務付ける Subscriber Identity Module (SIM) Card Registration Act (以下「SIM カード登録法案」という) を通過させました。これに対し、ドゥテルテ大統領は、2022 年 4 月 15 日、拒否権を行使し、フィリピン議会に法案を差し戻しました。これを受け、多くの議員が法案を成立させるよう働きかけており、今後、両院の 3 分の 2 以上の賛成をもって同法案が成立する可能性があります (フィリピン憲法第 6 章第 27 条 (1))。

今後の成否が注目される同法案の主要なポイントは、以下の通りです。

第2 SIM カード登録法案のポイント

1 目的 (法案第 2 条)

本法案は、情報通信技術が国家の存立と成長、発展に不可欠であることを認識しつつも、これが濫用されることが国民の生命、財産、公衆及び国家の安全につながることから、SIM カードおよびソーシャルメディアのアカウントの登録を義務付け、SIM カードおよびソーシャルメディアの利用に対する社会的責任を促進するとともに、かかる不正利用を阻止し、解決することを目的としています。

2 適用範囲 (法案第 3 条)

本法案は、SIM カードを購入するすべての自然人及び法人を対象としています。SIM カードは、IMSI 番号を記録し、携帯電話の利用者を特定し認証するために使用するカードとされており、日本で言及される場合と同様です。

他方で、ソーシャルメディアアカウントに関しては明確な定義づけがされておらず、その適用範囲は明確ではありません。

3 SIM カードおよびソーシャルメディアアカウントの登録義務 (法案第 4 条)

本法案は、公共電気通信事業者 (PTE : Public Telecommunications Entity) に対し、SIM カードの販売及び利用に供するにあたって、同法案に従って定められるガイドラインに沿って SIM カードの登録をすることを義務付けています。また、全ての既存の加入者も、法律の施行日から 180 日以内に PTE に登録することが義務付けられ、登録しない場合、PTE は SIM カード番号及び登録を無効化することが可能とされています。

また、ソーシャルメディアアカウントのプロバイダーも同様に、アカウント登録時にユーザーの実名と電話番号を使用することを義務付けています。

4 登録情報の開示 (法案第 10 条)

本法案に基づいて収集されるユーザーの個人情報 (氏名、生年月日、住所など) は、2012 年個人情報保護法 (Data Privacy Act) の規定に基づき PTE 又はソーシャルメディアプロバイダーが開示義務を負う場合などのほか、第三者に開示することができないこととされています。

他方で、本法案は、登録情報の開示が許容される場合として、特定の携帯番号またはソーシャルメディアアカウントが犯罪または不正行為に利用されているとする告訴に対する捜査のために必要で、かつ利用者を特定できない場合を定めており、この場合、PTE 又はソーシャルメディアプロバイダーはすべての責任を免れるとされています。また、かかる目的を達するため、PTE 又はソーシャルメディアプロバイダーは登録情報を 10 年間保存することとしています。

5 外国人の SIM カードの登録 (法案第 5 条 e)

外国人が SIM カードを購入する場合、以下の登録が義務付けられます。

滞在期間 30 日以内の観光客については、パスポート及びフィリピン国内での滞在場所を証明する資料を提示の上、氏名、パスポート番号、滞在場所を登録する必要があります。

就労者や学生などの滞在期間 30 日以上滞る者に関しては、上記に加え、外国人登録証明書識別カード (ACRI-Card : Alien Certificate of Registration Identification Card) 、および外国人雇用許可証 (AEP : Alien Employment Permit) または学校の ID を提示する必要があります。

6 罰則 (法案第 11 条)

本法案には罰則が定められており、違反の内容や行為態様、行為主体に応じて、1 万ペソ以上 100 万ペソ以下の罰金または 6 年以上の懲役刑が科されます。

第 3 最後

ドゥテルテ大統領は、当初の法案に含まれていなかったソーシャルメディアアカウントの登録については、十分な議論と明確な定義づけがされておらず、憲法が定める人権保障との兼ね合いでさらなる調査が必要であるとして、法案を差し戻しました¹。他方で、今後、法案

¹ <https://pcoo.gov.ph/OPS-content/on-the-presidents-veto-of-the-proposed-sim-card->

を修正のうえ、再度審議される可能性もあることから、引き続き、当事務所のニュースレターにおいてもアップデートをしていく予定です。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

<著者>

	<p>難波 泰明</p> <p>弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士</p> <p>国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。</p> <p>vasuaki.nanba@oneasia.legal</p> <p>06-6311-1010</p>
	<p>栗田 哲郎</p> <p>One Asia Lawyers Group 代表</p> <p>シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p> <p>tetsuo.kurita@oneasia.legal</p>



	<p>+65 8183 5114</p>
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ</p> <p>Cainday, Jennebeth Kae</p> <p>フィリピン法弁護士</p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p>cainday.jennebeth@oneasia.legal</p>